

27文科初第195号
平成27年4月24日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎

(印影印刷)

特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）

このたび、別添1のとおり、特別支援学校高等部学習指導要領解説を改訂しました。改訂の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

なお、このたびの改訂については、特別支援学校のみでなく、生徒が卒業後に特別支援学校の高等部に入学する可能性のある中学校、在籍生徒が特別支援学校の高等部に編入学する可能性のある高等学校等に対しても、周知を図ることが必要です。

このため、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改訂の趣旨

今回の改訂は、別添2（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」平成27年4月24日付け27文科初第289号）のとおり、あらかじめ文部科学大臣が認める場合には、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において、疾病による療養のため又は障害のため相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒等に対して特別な教育課程を編成し、別の空間、時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業の方式を認めることとするなどの制度改正が行われ

たことを受け、特別支援学校の高等部においても、療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対する多様な教育機会の確保の観点から、これらの生徒に対して、多様なメディアを利用し授業を行うことができることとする趣旨であること。

第2 改訂の内容

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して通信により行う教育には、添削指導及び面接指導によるもののほか、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので同時かつ双方向的に行われるもの（以下「メディアを利用して行う授業」という。）及び事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能なもの（以下「オンデマンド型の授業」という。）を含むこととしたこと。

また、メディアを利用して行う授業及びオンデマンド型の授業が行われる各教科・科目又は各教科の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとしたこと。

第3 留意事項

1 対面により行う授業の時間数

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部が、学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の時間数は、50分を1単位時間とした場合、次のような時間数を標準とすること。また、各表備考二により設ける教科及び当該教科に関する科目の対面により行う授業の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

- ① 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 1単位時間以上
- ② 理科に属する科目 4単位時間以上
- ③ 保健体育に属する科目のうち「体育」 5単位時間以上
- ④ 保健体育に属する科目のうち「保健」 1単位時間以上
- ⑤ 芸術及び外国語に属する科目 4単位時間以上
- ⑥ 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 各教科・科目の必要に応じて2から8単位時間以上

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部が、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科（以下「各教科」という。）の特質に応じ、相当の時間数、対面により行う授業の単位時間数は、各学校において、(1)の①から⑥までとおおむね同等とすることを目安として、生徒の実態及び学習活動に応じ適切に定めるものとする。

- (3) 学校がその指導計画において、各教科・科目又は各教科について、計画的かつ継続的にメディアを利用して行う授業又はオンデマンド型の授業を行う場合で、生徒の学習の成果を報告課題等により継続的に把握する等により、対面により行う授業と同等以上に、生徒の学習効果を高めるとともに、学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じる場合にあっては、各教科・科目又は各教科の対面により行う授業の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができること。

2 全課程の修了の要件として認められる単位数又は授業時数

全課程の修了の要件として特別支援学校高等部学習指導要領で定めるところにより校長が定める単位数又は授業時数のうち、メディアを利用して行う授業又はオンデマンド型の授業の方法によるものは、それぞれ全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の2分の1未満までとすること。

3 メディアを利用して行う授業に関するその他の留意点

(1) 学校教育法等との関係

学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）、施行規則等の関係法令に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。

- ① 施行規則第120条第2項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として15人以下を標準とすること。この場合、15人以下とは、配信側及び受信側の教室等の合計数であることに留意すること。
- ② 法第60条第1項から第3項及び第5項等を準用する法第82条の規定に基づき、配信側の教員は受信側の特別支援学校の高等部の身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教員が受信側の特別支援学校の高等部の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の特別支援学校の高等部の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。
- ③ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。
- ④ 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること。

(2) 受信側の病室等における教員の配置

特別支援学校の高等部の教育は、心身の発達に応じて行うことを目的とするものであり、生徒の特性に鑑み、巡視や安全管理を行う観点から、原則として、受信側の病室等に当該特別支援学校の高等部の教員を配置するべきであること。なお、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。

(3) 対面により行う授業に相当する教育効果の確保

メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であり、特別支援学校の高等部においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ① 授業中，教員と生徒が，互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ② 生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には，あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④ メディアを利用して行う授業の受信側の病室等に，必要に応じ，システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

4 オンデマンド型の授業に関するその他の留意点

(1) 実施上の留意点

毎回の授業の実施に当たっては，受信側の病室等に配置された教員が生徒等に対面することにより，又は当該授業を行う教員若しくは受信側の病室等に配置された教員が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより，設問解答，添削指導，質疑応答等による十分な指導を併せ行うこと。

(2) 生徒の実態に配慮した指導

オンデマンド型の授業による指導を行うに当たっては，療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒の実態に配慮し，例えば，教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて，その生活や学習の状況を把握し，生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや，学校外の関係機関等と積極的な連携を図ること，生徒の学習状況に合わせた習熟度別指導など指導上の工夫をすることが望ましいこと。

(3) 単位認定における留意点

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対する多様な教育機会の確保という目的に鑑み，学習意欲がない者，学習成果を評価することができないような者等に対して単位認定を行うような安易な運用が行われることのないよう留意すること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係・指導係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193・3716
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

特別支援学校高等部学習指導要領解説 対照表

(傍線部分は改訂部分)

改訂後	現 行
<p>4 療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合（第1章第2節第6款の5）</p> <p>本規定は、療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒について、各教科・科目等の一部を通信により教育を行う場合の指導の回数等について示している。</p> <p>（略）</p> <p>なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、単位制ではないので、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じて適切に定めるものと示している。</p> <p><u>通信により行う教育には、添削指導及び面接指導によるもののほか、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので同時かつ双方向的に行われるもの及び事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能なものを含む。この場合、当該授業が行われる各教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うことが必要である。</u></p>	<p>4 療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合（第1章第2節第6款の5）</p> <p>本規定は、療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒について、各教科・科目等の一部を通信により教育を行う場合の指導の回数等について示している。</p> <p>（略）</p> <p>なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、単位制ではないので、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等については、実情に応じて適切に定めるものと示している。</p>